七戸町特定創業支援事業を受けた皆様へ

特例を受けるにあたっての注意事項

１．特例について

　特定創業支援事業により支援を受けたことによる特例については、基本的に“会社の登記時”、“創業関連保証の申請時”、“日本政策金融公庫の創業融資制度への申込時”に受けることができます。

内容については下記のとおりです。

　（１）**会社設立時の登録免許税の軽減措置**（七戸町で創業する場合に限る）

　　　　①対象者は以下の通りです。

　　　　　(a)創業を行おうとする者

　　　　　　　事業を営んでいない個人

　　　　　(b)創業後5年未満の者

　　　　　　　事業を開始した日以後5年を経過していない個人

　　　　　※既に会社を設立した者が組織変更を行う場合は対象外です。

　　　　②軽減措置の内容は以下の通りです。

　　　 (a)会社又は合同会社は、資本金の0.7％の登録免許税が0.35％に減免。

　　　　　　（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円に減免。）

　　　　　(b)合名会社又は合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に減免。

　（２）**創業関連保証（無担保、第三者保証人なし）の特例**

　　　　①対象者は以下の通りです。

　　　　　(a)創業を行おうとする者

　　　　　　　事業を営んでいない個人

　　　　　(b)創業後5年未満の者

　　　　　　　事業を開始した日以後5年を経過していない個人

　　　　②特例の内容は以下の通りです。

　　　　　(a)創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に拡充

　　　　　(b)事業開始の6ヶ月前から融資

　（３）**日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足**

　　　　①日本政策金公庫新創業融資制度の自己資金要件を充足したものと見なされます。

　　　　※自己資金要件…事業開始前、または事業開始後で税務申告を終えていない場合は、創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金を確認できること。但し、緩和措置あり。

２．特例の受け方について

　　①七戸町商工観光課へ特例を受けたい旨をご連絡ください。

　　　その際、どの特例を受けたいのかもお知らせください。

　　②七戸町商工観光課から「証明に関する申請書」を受け取ります。

　　　※七戸町での「証明に関する申請書」の有効期限は、特定創業支援事業による支援を最後に受けた日から七戸町創業支援事業計画の期間である令和７年３月３１日までです。

　　③「証明に関する申請書」に必要事項を記入し、七戸町へ提出します。

　　④七戸町が審査した後、押印した「証明に関する申請書」をお渡しします。

　　⑤押印された「証明に関する申請書」を持ち、各手続(※)の際に提出ください。

　　　※各手続とは、前記「１．特例について」のうち、（１）（２）（３）の各手続のことです。（１）は設立登記時のため法務局、（２）はお近くの信用保証協会又は金融機関、（３）は日本政策金融公庫の窓口になります。

３．問合せ先

　　ご不明な点等がございましたら、七戸町商工観光課の創業支援担当までご連絡下さい。

　　七戸町商工観光課　TEL　０１７６－６２－２１３７

　　　　　　　　　　　FAX　０１７６－６２－６２４５